

個人住民税 特別徴収等 Q & A

伊予市役所税務課（令和 7 年 10 月作成）

Q1 特別徴収とは何ですか？

A 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から、個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

Q2 特別徴収はしなくてはならないのですか？

A 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが、法律（地方税法第 321 条の 4 及び市条例）により義務付けられています。従って、特別徴収に該当する従業員が、普通徴収を希望された場合であっても、選択制ではありませんので、普通徴収に切り替えることは出来ません。愛媛県と県内全市町が連携し、平成 27 年度から、個人住民税の特別徴収の完全実施をしています。

Q3 従業員は家族だけなので、特別徴収はしなくても良いのでしょうか？

A 家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時 2 人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみに給与を支払う場合は、特別徴収しなくても構いません。

Q4 従業員はパートやアルバイトであっても、特別徴収しなければなりませんか？

A 原則として、アルバイト、パート、役員等全ての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、給与の支払い期間が不定期の場合等、特別徴収の対象とならない場合もあります。

Q5 普通徴収が認められる場合はありますか。

A 普通徴収申請書に記載のある普A～普Dまでのいずれかの項目に該当する場合は、普通徴収とすることができます。普通徴収とすることができる項目は以下のとおりです。

普A 給与の支払い期間が不定期（例：給与の支払いが毎月でない）

普B 給与が少なく税額が引ききれない

普C 退職者・退職予定者（5月末まで）

普D 他の事業所で特別徴収・普通徴収として扱う乙欄該当者

上記の理由に該当しない方は特別徴収対象者となります。やむをえず、普通徴収とする場合は、該当項目に人数を記載した普通徴収への切替理由書を提出してください。また、給与支払報告書の摘要欄に必ず略号（普A等）を記入してください。

Q6 従業員の少ない事業所でも、特別徴収しなければなりませんか？また、納期の特例について教えてください。

A しなければなりません。従業員（納税義務者）が常時 10 人未満の事業所の場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る納期特例申請書」を市に申請し承認を受けることにより、年 12 回の納期を年 2 回にする制度（納期の特例）を利用できます（滞納税額がある場合等は利用できません。給与からの天引きは、6 月から翌年 5 月の間、毎月行っていく必要があります）。なお、承認されましたら、毎年の申請は必要ありません。ただし、給与の支払を受ける者が常時 10 人未満でなくなった場合には、遅滞なく、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る納期の特例に関する要件を欠いた場合の届出書」の提出をお願いします。

Q7 e L T A X にて給与支払報告書を提出していますが、普通徴収にするにはどうすればいいですか？

A 摘要欄に普通徴収の理由を記載したうえで、普通徴収として給与支払報告書を提出してください。（上記以外のものは特別徴収として取り扱う場合があります。）

Q8 従業員が退職、転勤、休職等した場合、どのような手続きが必要ですか？

A その事由があった翌月の 10 日までに市へ異動届出書の提出が必要です。年税額が 0 円でも提出してください。

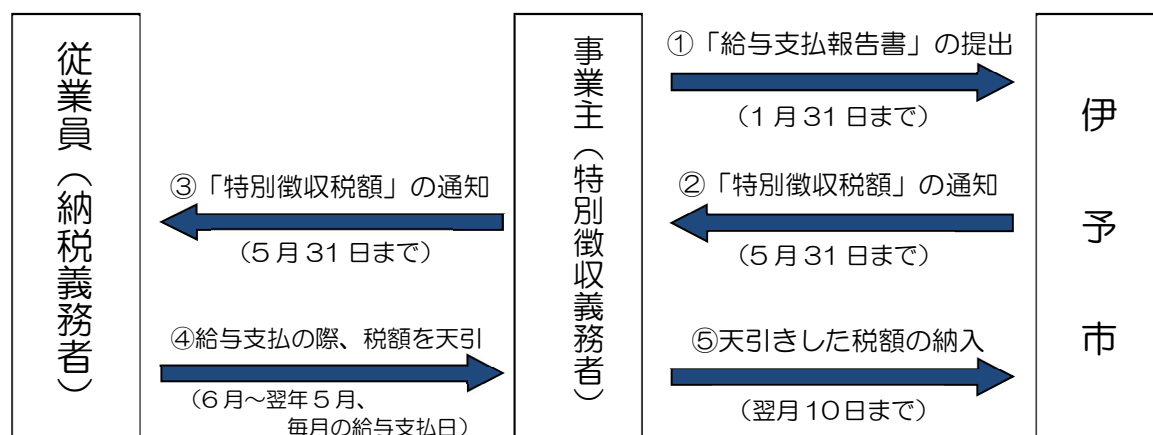
Q9 年度の途中で就職した従業員の場合、どのような手続きが必要ですか？

A 該当従業員の特別徴収への切替申請書を市へ提出し、特別徴収へ切替をしてください。

Q10 特別徴収をしない場合や、滞納した場合はどうなりますか？

A 特別徴収義務者である事業主が、特別徴収しない又は滞納した場合は、事業主あてに督促状が發送されます。督促状が發送された日から 10 日を経過しても納入が確認できない場合は、滞納処分（差押）を受けることになります。（従業員本人へ請求することはできません。）また、地方税法第 324 条第 3 項の規定により、10 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処され、又は懲役及び罰金を併科されることがあります。

個人住民税の特別徴収の方法による納税の仕組み



《お問い合わせ先》

〒799-3193 愛媛県伊予市米湊 820 伊予市役所税務課（市民税担当） 電話番号 089-982-1114